

令和5年（2023年）第1回定例会

# 枚方市教育委員会会議録

令和5年（2023年）1月26日

枚方市教育委員会



令和5年（2023年）第1回 枚方市教育委員会  
定例会議案書

日程 1	教育長報告
---------	-------

案 件 名		
日程 2	報告第21号	臨時代理事項の報告について (1) 府費負担教職員の任免に関する内申について
日程 3	報告第23号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の退職について
日程 4	報告第22号	臨時代理事項の報告について (1) 第37期枚方市社会教育委員の委嘱について
日程 5	議案第19号	統括指導主事に関する規程の一部改正について
日程 6	議案第20号	枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

○開催日時 令和5年（2023年）1月26日 午前10時00分から  
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室



臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)1月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

- 1 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第18号 府費負担教職員の任免に関する内申について

- 2 -

府費負担教職員の任免に関する内申について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)1月6日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 3 -

(1) 内申

校長採用内申

(2) 所属、氏名

枚方市立枚方中学校 校長 秋山 哲快

(3) 発令日

令和5年(2023年)1月26日

- 4 -

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)1月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

- 5 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第20号 職員の退職について

- 6 -

職員の退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)1月18日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 7 -

◇退職 令和5年（2023年）1月25日付け普通退職

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部学校教育室教育研修課 主幹	指導主事 ・ 秋山 哲快

- 8 -

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)1月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

- 9 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第19号 第37期枚方市社会教育委員の委嘱について

第 37 期 枚方市社会教育委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 5 年（2023 年） 1 月 13 日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

- 11 -

1. 臨時代理の内容

委員の委嘱について

委嘱委員	橋本 有理子氏（所属：関西福祉科学大学）
委員の任期	令和 5 年（2023 年） 1 月 13 日から 令和 5 年（2023 年） 7 月 31 日まで
委嘱理由	大田住吉委員の解嘱に伴い後任を委嘱するもの
参考資料	次ページのとおり

- 12 -

## 第37期 枚方市社会教育委員名簿

※任期：令和3年(2021年)8月1日～令和5年(2023年)7月31日

氏名	所属	分野	摘要
1 青木 宏平 (あおき こうへい)	NPO法人 NALC「天の川クラブ」	社会教育 (社会教育の関係者)	1期目
2 栗山 直子 (くりやま なおこ)	追手門学院大学	家庭教育 (学識経験を有する者)	2期目
3 榎 正文 (さかき まさふみ)	枚方市小学校長会	学校教育 (学校教育の関係者)	2期目
4 妹尾 忍 (せのおしのぶ)	枚方市民生委員児童委員協議会	家庭教育 (家庭教育の向上に資する活動を行う者)	2期目
5 橋本 有理子 (はしもと ゆりこ)	関西福祉科学大学	社会教育 (学識経験を有する者)	1期目
6 服部 寛治 (はっとり かんじ)	公益財団法人枚方市スポーツ協会	社会教育 (社会教育の関係者)	5期目
7 花崎 有紀子 (はなさき ゆきこ)	ほっとホット絵本	社会教育 (社会教育の関係者)	1期目
8 原田 隆史 (はらだ たかし)	同志社大学大学院	社会教育 (学識経験を有する者)	3期目
9 前田 仁 (まえだ ひとし)	枚方市PTA協議会	家庭教育 (家庭教育の向上に資する活動を行う者)	2期目
10 森 常人 (もり ときひと)	関西外国語大学	社会教育 (学識経験を有する者)	3期目
11 森 美由紀 (もり みゆき)	梅花女子大学	社会教育 (学識経験を有する者)	1期目
12 余田 圭二郎 (よだ けいじろう)	一般社団法人枚方青年会議所	社会教育 (社会教育の関係者)	1期目
13 若田 透 (わかた とおる)	枚方市立中学校長会	学校教育 (学校教育の関係者)	2期目

※50音順に表記しています。

### 議案第19号

#### 統括指導主事に関する規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年(2023年)1月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

#### 1. 内容

次ページのとおり

統括指導主事に関する規程の一部を改正する規程

統括指導主事に関する規程（平成28年枚方市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

統括指導主事等に関する規程

第1条中「統括指導主事」を「総括指導主事及び副総括指導主事（以下「総括指導主事等」という。）」に改める。

第2条中「統括指導主事」を「総括指導主事等」に改める。

第3条中「統括指導主事」を「総括指導主事等」に改め、同条第1号中「所属指導主事」を「指導主事」に改め、同条に次の1項を加える。

2 総括指導主事は、副総括指導主事が複雑な事務を処理するに当たり、副総括指導主事に必要な助言を行うものとする。

第4条及び第5条中「統括指導主事」を「総括指導主事等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

議案第19号参考資料

統括指導主事に関する規程の一部改正について

新（改正後）	旧（現行）
<p style="text-align: center;"><u>総括指導主事等に関する規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、<u>総括指導主事及び副総括指導主事（以下「総括指導主事等」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指名）</p> <p>第2条 教育長は、枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）第3条第1項に規定する主幹の職にある指導主事のうちから、<u>総括指導主事等を</u>指名するものとする。</p> <p>（担任意務）</p> <p>第3条 <u>総括指導主事等の</u>担任意務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） <u>指導主事</u>に対する指導助言を行うこと。</p> <p>（2） 【略】</p> <p><u>2 総括指導主事は、副総括指導主事が複雑な事務を処理するに当たり、副総括指導主事に必要な助言を行うものとする。</u></p> <p>（指揮監督）</p> <p>第4条 <u>総括指導主事等は</u>、その担任意務を処理するに当たっては、</p>	<p style="text-align: center;"><u>統括指導主事に関する規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、<u>統括指導主事</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指名）</p> <p>第2条 教育長は、枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）第3条第1項に規定する主幹の職にある指導主事のうちから、<u>統括指導主事を</u>指名するものとする。</p> <p>（担任意務）</p> <p>第3条 <u>統括指導主事の</u>担任意務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） <u>所属指導主事</u>に対する指導助言を行うこと。</p> <p>（2） 【略】</p> <p>（指揮監督）</p> <p>第4条 <u>統括指導主事は</u>、その担任意務を処理するに当たっては、所</p>

新（改正後）	旧（現行）
所属部長の指揮監督を受けるものとする。 （補則） 第5条 この規程に定めるもののほか、 <u>総括指導主事等</u> に関し必要な事項は、教育長が別に定める。	属部長の指揮監督を受けるものとする。 （補則） 第5条 この規程に定めるもののほか、 <u>統括指導主事</u> に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

- 17 -

## 議案第20号

### 枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年(2023年)1月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

#### 1. 内容

次ページのとおり

- 18 -

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会庁内委員会規程（平成26年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表枚方市立学校園安全対策検討委員会の項の次に次のように加える。

枚方市教育委員会 支援教育充実検討委員会	生活上又は学習上の困難を抱える児童及び生徒への学校教育における指導及び支援（以下「支援教育」という。）の充実について検討するた め。	支援教育の充実に関すること。	学校教育 部長	総合教育 部長	学校教育 部教育支 援室児童 生徒支援 課
-------------------------	---	----------------	------------	------------	-----------------------------------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

議案第20号参考資料

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

新（改正後）						旧（現行）					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
名称	目的	担当事務	委員長	副委員長	所管部署	名称	目的	担当事務	委員長	副委員長	所管部署
枚方市立学校園安全対策検討委員会	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	枚方市立学校園安全対策検討委員会	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
枚方市支援教育充実検討委員会	生活上又は学習上の困難を抱える児童及び生徒への学校教育における指導及び支援（以下「支援教育」という。）の充実について検討するため。	支援教育の充実に関すること。	学校教育部長	総合教育部長	学校教育部教育支援室児童生徒支援課						
児童の後放課対策検討委員会	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	児童の後放課対策検討委員会	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

令和5年（2023年）第1回 枚方市教育委員会  
定例会議案書  
(追加)

案 件 名		
日程 7	報告第24号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について
日程 8	議案第21号	職員の懲戒処分について

○開催日時 令和5年（2023年）1月26日 午前10時00分から  
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室



## 教育委員会の活動状況（令和4年12月20日～令和5年1月19日分）

日時		会議・行事等	場所	出席者
12月20日	火	12月定例会月議会（一般質問）	枚方市役所	尾川教育長
12月22日	木	12月定例会月議会本会議	枚方市役所	尾川教育長
12月22日	木	教育政策会議	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤教育委員
12月23日	金	第12回教育委員会定例会・協議会	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤教育委員
12月23日	金	令和4年度市町村教育長・教育委員協議会（第3回）	兵庫県民会館	尾川教育長 橋野・近藤教育委員
12月24日	土	スターダスト河内20周年記念イベント～2025万博へGO！	ニッパーク岡東中央 （岡東中央公園）	尾川教育長
12月24日	土	ペナン州観光・クリエイティブエコノミー大臣との面談	枚方市役所	尾川教育長
12月26日	月	令和4年度包括外部監査結果報告会	枚方市役所	尾川教育長
12月26日	月	臨時校長会	輝きプラザきらら	尾川教育長
12月26日	月	枚方市学校保健理事會	輝きプラザきらら	尾川教育長
1月4日	水	令和5年新年交歓会	枚方市役所	尾川教育長
1月6日	金	令和5年 北大阪商工会議所 新年賀会	枚方市総合文化芸術センター	尾川教育長
1月7日	土	一般社団法人枚方青年会議所 2023年度新年祝賀会	ホテルニューオータニ大阪	尾川教育長

1 / 3 ページ

日時		会議・行事等	場所	出席者
1月8日	日	令和5年合同消防出初式	淀川河川公園 枚方地区	尾川教育長
1月9日	月	はたちのつどい	枚方市立中学校	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
1月9日	日	市長とともに…ティータイム懇談会	枚方市役所	尾川教育長
1月11日	水	枚方・交野地区保護司会新年挨拶	輝きプラザきらら	尾川教育長
1月12日	木	男女共同参画推進本部研修	枚方市役所	尾川教育長
1月12日	木	校長会	輝きプラザきらら	尾川教育長
1月13日	金	令和4年度災害対策本部訓練（図上訓練）	枚方市役所 輝きプラザきらら	尾川教育長
1月15日	日	「セミ君の7 DAYS物語」本公演	枚方公園青少年センター	尾川教育長
1月16日	月	教育政策会議	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・中西教育委員
1月16日	月	優勝報告会・市民スポーツ賞授与式	枚方市役所第3分館	中西教育委員
1月17日	火	学校視察	第二中学校	尾川教育長
1月17日	火	学校視察	船橋小学校	橋野教育委員
1月18日	水	2022年度（令和4年度）部落解放同盟大阪府連合会との「政策懇談会」	枚方市役所	尾川教育長
1月18日	水	優勝報告会・市民スポーツ賞授与式	枚方市役所	尾川教育長

2 / 3 ページ

日時		会議・行事等	場所	出席者
1月19日	木	枚方地区人権擁護委員会 委員長・委員との面談	枚方市役所	尾川教育長
1月19日	木	学校視察	禁野小学校 菅原小学校	尾川教育長

第1回 枚方市教育委員会定例会 会議録					
開会	令和5年1月26日午前10時00分		閉会	令和5年1月26日午前11時37分	
休憩	令和5年1月26日午前10時35分から午前11時18分まで				
日 程	議案番号	案 件		結 果	
1		教育長報告			
2	報告第21号	臨時代理事項の報告について (1) 府費負担教職員の任免に関する内申について		承認	
3	報告第23号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の退職について		承認	
4	報告第22号	臨時代理事項の報告について (1) 第37期枚方市社会教育委員の委嘱について		承認	
5	議案第19号	統括指導主事に関する規程の一部改正について		可決	
6	議案第20号	枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について		可決	
7	報告第24号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について		聴取	
8	議案第21号	職員の懲戒処分について		可決	
構 成 員	教 育 長	尾川 正洋	構 成 員	教 育 委 員	近藤 孝
	教 育 委 員	谷元 紀之		教 育 委 員	中西 悠子
	教 育 委 員	橋野 陽子		/	
説 明 員	副 教 育 長	岩谷 誠	説 明 員	放課後子ども課長	交久瀬 有里
	総 合 教 育 部 長	新内 昌子		児童生徒支援課長	齋藤 博
	学 校 教 育 部 長	位田 真由子		教 職 員 課 長	高山 和子

	総合教育部次長	大西 佳則		教育指導課長	井手内 太吾
	総合教育部次長 (新しい学校づくり担当) 兼 学校教育部次長 兼 学校教育室長	高橋 孝之		教育研修課主幹	栗田 香里
	学校教育部教育支援室 長兼総合教育部副参事	木村 聡		/	
	教育政策課長	山下 恵一	記 録	教育政策課課長代理	高松 健大
				傍聴の人数	7人

○尾川教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。新内総合教育部長。

○新内総合教育部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議の出席者は全員出席です。

以上、報告を終わります。

○尾川教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第1回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において中西委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は追加議案として報告第24号「委任を受けて執行した事項の報告について（1）生徒指導について」及び議案第21号「職員の懲戒処分について」が提出されており、報告第24号を日程7、議案第21号を日程8として追加したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程1「教育長報告」を行います。今回の教育長報告では、前回定例会で報告した以降の私の活動状況を報告し、教育委員さんの活動状況についてご報告いただきます。また、コロナ対応の変更点等について、事務局から報告させていただきます。

前回定例会で報告した以降の動きでございますが、市町村教育長・教育委員協議会に出席いたしました。12月23日でございます。全体会では最近の政策動向についての説明があり、終了後3つの研究分科会に分かれて、参加した教育長や教育委員による協議が行われました。

私が参加した「いじめ対策・不登校支援について」では、文部科学省の児童生徒課の井川生徒指導専門官から話題提供の後、兵庫県尼崎市教育長ほか2名の教育長・教育委員さんと協議をしました。尼崎市では、不登校対策としてフリースクールの活用をしていることや、今後不登校特例校を設置するなどの紹介をいただいたところです。「地域と学校の連携・協働について」「部活動のあり方について」は、それぞれ橋野委員、近藤委員から後ほどご報告いただきます。

次に、各種イベント等への参加でございます。12月24日はスターダスト河内20周年記念イベントに参加しました。スターダスト河内の河内音頭は世界的な活躍となっており、マレーシアのペナン州観光大臣が来日され、市長表敬をされ同席をいたしました。

新年1月には、4日に市議会主催の新年交歓会、6日に北大阪商工会議所の新年賀会、7日に枚方青年会議所の新年祝賀会に参加しました。

9日は「はたちのつどい」で、第四中学校での式典に参加いたしました。令和4年度に20歳になる4,272人のうち、全体でおよそ7割の方に参加いただいています。同日午後からは、二十歳の皆さんと市長とティータイム懇談会に参加しました。参加してくれた7名の二十歳の皆さんは、それぞれの目標に向けて努力されている様子が伺え、大変心強く感じたところです。

15日の「セミ君の7DAYS物語」については、20人ほどの小学生を中心とした劇団による演劇で、とてもすばらしい演技でございました。これからの子どもたちに求められる「自ら考え、表現していく」ということにもしっかりと取り組んでいると感じたところです。

18日には小学校のドッジボールチーム・やまひがファイターズが全国優勝したことから、市民

スポーツ賞が市長から授与されました。2月5日には大阪府予選があり、3月26日の6年生最後となる全国大会を目指して頑張ると述べてくれました。

次に学校視察ですが、17日には第二中学校、19日には禁野小学校、菅原小学校を訪問し、それぞれの学校の現状を伺ったところです。

それでは次に、教育委員の活動状況についてお願いしたいと思います。ではまず谷元委員からお願いします。

○谷元委員 私からは1月9日に行われました、はたちのつどいについて簡単に報告いたします。

私が出席しました第三中学校の「はたちのつどい」参加者は173名で、参加率は82.4%と高い参加率でした。参加された二十歳の皆さんは式が始まると伏見隆枚方市長や木村亮太枚方市議会議長のビデオメッセージを真剣なまなざしで聞いていました。

参加された代表の女性の方からは、将来の夢や決意、これまでお世話になった方々へのお礼など、二十歳の思いを壇上で述べられました。式典の最後に第三中学校の吹奏楽部からビデオでの演奏が披露され、会場から大きな拍手が起り、参加された皆さんも後輩の演奏をととても喜んでいる様子でした。静かで落ち着いた雰囲気「はたちのつどい」となり、記憶に残るすばらしい式典だったと来賓の方々も感心されていました。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。次に橋野委員、お願いいたします。

○橋野委員 12月23日、兵庫県民会館にて、市町村教育長・教育委員協議会に参加しました。小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進、学校における働き方改革について、部活動の地域移行についてなど説明があり、その後、私は地域と学校の連携、協働について、最初はコミュニティ・スクールと地域学校共同活動の一体的推進について、コミュニティ・スクールの成果として補導件数の減少などの好事例や、学校と地域が会話を通して目標を共有して課題を解決でき、子どもたちが変わり、学校が変わり、まちも変わり、コミュニティ・スクールの導入により子どもを中心に地域一帯に一つにまとめ、次世代の地域づくりを推進する話を聞き、その後、三鷹市の貝ノ瀬教育長をはじめ2つのグループを合わせて7名での分科会となり、様々な地域の意見が話し合われました。

学校運営の参画の難しさ、校長先生が替われば仕事が変わり大変だ、地域の負担になるのではないか、モデル校もつくり地域の協力もあるが高齢化が進み難しくなっているなど、様々な問題が話し合われましたが、三鷹市の貝ノ瀬教育長が何のためにコミュニティ・スクールをするのか、小中一貫教育とセットにしてカリキュラムを9年にしてKJ法などを使い熟議し、解決していくのですと分科会を締めいただき、また分からないことがあれば講義に行きますよと優しい言葉で終わりました。

1月9日は招提中学校で、101名の方のはたちのつどいに参加させていただきました。私が見える範囲では誰一人式典中に話をする事もなく、携帯電話を触る人もおらず、大人としてのマナーをしっかり身につけていただいているようで、とてもうれしく思いました。

学校視察では、1月17日に船橋小学校で、英語の授業でタブレットを活用し、NET、JTE

の先生のクイズ形式の楽しい授業を児童も熱心に話を聞いて参加していました。

休み時間に新しくなったトイレで低学年の男子児童が自分の履いたスリッパを脱ぎ捨てるのではなく、きれいにそろえている姿がとても印象的でした。清潔でいつまでもきれいな状態を続けていってほしいと思いました。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。次に中西委員、お願いします。

○中西委員 1月16日に行われた優勝報告会、市民スポーツ賞授与式に参加してきました。

枚方スイミングスクールの選手、全国大会で優勝した選手8名を含む、新たに3名の市民スポーツ賞が授与されました。

この市民スポーツ賞授与式の後ですが、1月21日、22日に行われた大会でも400メートル、800メートルリレーで日本中学校新記録で、800メートル自由形で第三中学校の今福和志さんが短水路日本中学新記録を出しています。市民スポーツ賞授与式の後でもすばらしい活躍をされています。今後とも活躍されることを祈っています。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。次に近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 私のほうからは、12月23日に市町村教育長・教育委員協議会のほうに参加させていただきまして、私自身が参加いたしましたのが分科会の中で「運動部活動の在り方に関する総合的ガイドライン」、この班に参加させていただきました。

文化部活動につきましても、同年の12月には策定されているということを受けて中教審の答申がございまして、その中で持続可能な学校指導、運営体制の構築のための「働き方改革に関する総合的方策」ということで示されており、特に中学校において長時間勤務の主たる要因の一つである部活動については、将来的に学校単位から地域単位に移行し、学校以外が積極的に進めるべきとの答申であった、とのことでした。

少子化の人口動態では、示された資料におきましては全国の中学生世代の総人口の推移で、2018年の実数が328.8万人というところですが、30年後には約30%減の90万人が減るであろうというデータとともに、一運動部での参加人数の減少傾向、あるいはさらに、運動部活動そのものへの参加率も減少傾向であることが示されておりました。

部活動の意義というのは、スポーツ・文化・芸術に親しむ機会を確保し、あるいは生徒の自主的・主体的な参加活動を通じまして、責任感・連帯感を涵養し、生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の構築であり、少子化が進む中でも教師の働き方改革も含め、部活動の在り方改革、段階的地域移行を推進し、生徒へこの部活動を確保することが必要であると結論づけておりました。

同じ分科会に人口31万人規模の中部地区の都市の教育長と同席させていただき、その中の協議におきまして出てきましたお話としましては、段階的な土・日の地域移行への指導者への費用試算、あるいは、6年期間での行程表の事例紹介を拝見いたしました。初年度でも指導者への賃金あるいは保険料で相当額の予算確保が必要であるということも示されておりました。

本市におきましても、教育委員会内で所轄課におかれまして様々に検討いただいているこ

とと推察いたしますが、教育課題が山積の中、この中学校における部活動が持続可能な運営形態の確立を目指していただく方策検討の初年度にしていただくことを強く期待いたします。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。それでは次に新型コロナの対応等についてということで、新型コロナとインフルエンザに関わる学校の感染状況について、また、コロナ対応に係る大阪府のマニュアルが変更されたことを踏まえた対応について、高橋学校教育部次長のほうから報告させます。

○高橋学校教育部次長 枚方市立小中学校での新型コロナウイルス感染状況についてご報告させていただきます。

2学期末は、週当たりの児童生徒の感染者数は350人前後で推移しておりましたが、年末年始を挟み1月9日から1月15日までは235人、1月16日から22日までは305人という状況です。また季節性インフルエンザにつきましては、昨年12月の学級閉鎖は1か月間で1校1学級でありましたが、直近の1月16日から22日までの1週間の学年閉鎖は2校2学年、学級閉鎖は13校18学級、欠席者でいうと121人となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症流行前の同時期、令和2年1月13日から19日までの1週間の学年閉鎖は1校1学年、学級閉鎖は9校17学級であり、欠席者は159人でした。このことから季節性インフルエンザの児童生徒の感染状況については、コロナ前の同水準に戻っていると言えます。

先週末には厚生労働省から「季節性インフルエンザについて、全ての都道府県で流行入りの目安を超えた」と発表され、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応が呼びかけられております。

なお、「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた今後の感染対策について」、これは国や大阪府の通知を受け学校支援課長より校長に対して令和4年11月25日付事務連絡で通知しているところですが、今後も引き続き学校における感染拡大の防止と教育活動の継続の両立に向け、必要な感染対策を講じてまいります。

次に、令和5年1月5日、大阪府教育庁が作成する「学校園における新型コロナウイルス感染症マニュアル」が改訂され、府民への呼びかけ等において行動制限が示された場合を除き、府立学校の今後の教育活動については原則として制限しないこととされました。このことを受け、「枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」につきましても同様の改訂を行っております。

また令和4年度の卒業式については、改訂前のマニュアルに基づき各学校において会場準備や児童生徒の教育活動を進めているため、「ご来賓の招待は行わないこと」といたしますが、令和5年度の入学式につきましては、現職の国会議員、府議会議員、市議会議員及び各校区のコミュニティ協議会会長、PTA会長等、人数を制限して来賓のご招待を行う予定でございます。

コロナ対応に関する報告は以上でございます。

○尾川教育長 本件につきまして、何かご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

それからもう一点ですが、事務局のほうから報告させたい案件がございまして、最近、市立小中学校等に対する殺害予告のファクスというのが届いております。この関係で現状と対応の状況を齋藤児童生徒支援課長のほうからお願いします。

○齋藤児童生徒支援課長 昨日及び本日も市内の中学校宛てにファクスが届いております。概要としましては、ある口座にある金額を振り込まないと児童生徒を殺害すると、そういった旨のファクスが届いております。

対応としましては、各学校はまず警察に連絡を入れて警察と連携を図っております。その上で校内に不審なものがないかの確認、それでまた特に不審な人等がないかどうかを注意していただいております。また、児童生徒には内容は伝えてはいないんですが、登下校時の注意喚起を行っているところです。教育委員会としましては、所轄の枚方警察また交野警察と連携しているところです。

昨日については枚方警察、また交野警察も各学校へ直接行っていただいたり、地域のパトロールを行っていただいたりしているところです。この内容につきましては、各議会宛てにも保護者宛て文書と同様のものを送付しております。

簡単ですが、以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。大変憤りを感じるようなことでございます。しっかり警察とも情報共有、連携しながら子どもたちの安全・安心の確保ということに努めていきたいと思っております。

この件につきまして何かご質問等はございますか、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、以上で教育長報告は終わりとさせていただきますと思います。

次に、日程2、報告第21号「臨時代理事項の報告について（1）府費負担教職員の任命に関する内申について」及び日程3、報告第23号「臨時代理事項の報告について（1）職員の退職について」は一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾川教育長 ありがとうございます。それでは説明を求めます。位田学校教育部長。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第21号及び報告第23号でご報告いたしましたのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

初めに議案書1ページ、報告第21号「臨時代理事項の報告について」ご説明いたします。

議案書2ページ中ほどに記載の「2. 臨時代理事項」、臨時代理第18号につきまして、議案書3ページをご覧ください。

臨時代理第18号「府費負担教職員の任免に関する内申について」でございますが、本件は教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年1月6日付で教育長が臨

時代理したものでございます。

「1. 臨時代理の内容」といたしまして、4ページでございますが、学校教育部学校教育室教育研修課主幹、秋山哲快を枚方市立枚方中学校校長として、令和5年1月26日付で採用とするものでございます。

以上、簡単ではございますが臨時代理第18号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書5ページ、報告第23号「臨時代理事項の報告について」ご説明いたします。議案書6ページ中ほどに記載の「2. 臨時代理事項」、臨時代理第20号につきまして、7ページをご覧ください。臨時代理第20号「職員の退職について」でございますが、本件は教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年1月18日付で教育長が臨時代理したものでございます。議案書8ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」といたしまして、学校教育部学校教育室教育研修課主幹、秋山哲快を令和5年1月25日付で退職とするものでございます。

以上、簡単ではございますが臨時代理第20号の説明とさせていただきます。報告第21号及び報告第23号の臨時代理事項の報告につきまして、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○尾川教育長 それではこれから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第21号及び報告第23号の2件を一括して採決いたします。本2件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本2件は承認することに決しました。

続きまして、日程4、報告第22号「臨時代理事項の報告について(1)第37期枚方市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。説明を求めます。新内総合教育部長。

○新内総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第22号、臨時代理事項の報告についてご説明申し上げます。

議案書の9ページをご覧ください。報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

10ページをご覧ください。報告はページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

次のページ、11ページをご覧ください。臨時代理第19号「第37期枚方市社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年1月13日

付で教育長が臨時代理をしたものでございます。

12 ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、令和4年5月31日付で解嘱した大田住吉委員の後任として、関西福祉科学大学の橋本有理子氏を委嘱したもので、任期については令和5年1月13日から7月31日までとなっております。次のページに、参考資料といたしまして新たな第37期枚方市社会教育委員名簿を掲載しておりますのでご参照ください。

以上、誠に簡単ではございますが、臨時代理第19号の説明とさせていただきます。以上、報告第22号「臨時代理事項の報告について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これから報告第22号を採決いたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決しました。

続きまして、日程5、議案第19号「統括指導主事に関する規程の一部改正について」を議題といたします。説明を求めます。位田学校教育部長。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました、議案第19号統括指導主事に関する規程の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の14ページをご覧ください。

本議案につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。

指導主事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第3項及び第4項にその職務や資質について規定をされておりますが、近年においてはより複雑な事務をより高度な知識と経験をもって対応できる人材が必要とされます。そこで指導主事の職務と職責を明確にし、部署横断的な組織による体制強化を図るため、「統括指導主事に関する規程」の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましては議案書16ページの新旧対照表によりご説明いたします。

まず、題名を「総括指導主事等に関する規程」に改めます。続きまして、第1条の「統括指導主事」を「総括指導主事及び副総括指導主事、以下「総括指導主事等」という」に改めます。第2条「統括指導主事」を「総括指導主事等」に改めます。第3条「統括指導主事」を「総括指導主事」に改めます。同条第1号の中で「所属指導主事」を「指導主事」に改めます。また、同条に第2項として「総括指導主事は副総括指導主事が複雑な事務を処理するに当たり、副総括指導主事に必要な助言を行うものとする」を加えます。第4条及び第5条「統括指導主事」を「総括指導主事等」に改めます。

恐れ入りますが、議案書の15ページにお戻り願います。

附則でございますが、この規程の施行期日を令和5年2月1日と定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第19号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○尾川教育長 それではこれから質疑に入ります。質疑はございませんか。谷元委員。

○谷元委員 1点質問したいのですけれども、今回の一部改正によって「統括指導主事」を「総括指導主事及び副総括指導主事」に改めるということです。そもそもどのような違いがあって、改めることによってどのような効果というものが期待できると考えておられるのか伺います。

○尾川教育長 高山教職員課長。

○高山教職員課長 「統括指導主事」は所属指導主事に対する指導助言を行うことなどを担任事務としております。今回の改正により「統括指導主事」を廃止して新たに設置する「総括指導主事」及び「副総括指導主事」については、これまで「統括指導主事」が行ってきた業務に加え、当該指導主事が所属する組織を代表する形で組織横断的に本市の喫緊の課題への対応を担うこととなります。

これは、本市で学校教育の喫緊の課題となっている「支援教育」や「いじめ問題への対応」等について、学級経営や授業改善、生徒指導などの様々な観点から、抜本的な教員の資質向上が求められていることから、児童生徒支援課が単独で対応できるものではないことから、新たな職務を付加することとしたものです。

また、「総括指導主事」は、所属長とともに常に所属全体の業務の進捗状況を共有し、所属長が不在のときには組織運営を適切に行うこととなります。また、「副総括指導主事」が複雑な事務を処理するに当たり、「副総括指導主事」に必要な助言を行うこととなります。

「副総括指導主事」は「総括指導主事」を補佐し、「総括指導主事」が不在のときは、その代役を担うこととなります。

なお、これらの職務負荷を踏まえて、別途管理職手当の見直しを行うこととしております。

この改正により、複雑化・多様化する学校現場の課題について、より組織横断的に対応することが可能になるとともに、それぞれの職務を明確に示すことにより、より一層自身の立場に責任を持ち、モチベーション高く職務に従事することが期待され、組織力の向上を図りたいと考えております。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 分かりました、ありがとうございます。

「統括指導主事」を「総括指導主事」及び「副総括指導主事」に改めるということは、単なる名称変更ではなく指導主事に対する指導・助言等の業務に加え組織的な運営をサポートし、課全体の業務の遂行を適切に行うために必要な新たな職になるものと考えます。当然、それなりの手当の見直しも生じるとは思います。

今の説明で別途管理職手当の見直しを行うと言われましたけれども、組織力の向上と組織の活

性を図っていただけるものと私も期待しております。教育委員会内部だけでなく学校現場への周知も図っていただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。

○尾川教育長 そのほかご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

それではこれをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。討論なしと認めます。

これから議案第 19 号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程 6、議案第 20 号「枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について」を議題といたします。説明を求めます。位田学校教育部長。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました、議案第 20 号「枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正」についてご説明いたします。

議案書の 18 ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 2 条第 1 項第 12 号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

今回の改正は、庁内委員会として「枚方市支援教育充実検討委員会」を設置するためのものでございます。議案書 20 ページ、新旧対照表をご覧ください。改正の内容は、同規程の別表中「枚方市立学校園安全対策検討委員会」の項の次に、「枚方市支援教育充実検討委員会」の項を加えるものでございます。改正により新設する委員会の名称は「枚方市支援教育充実検討委員会」、目的は「生活上または学習上の困難を抱える児童及び生徒への学校教育における指導及び支援の充実について検討するため」、担当事務は「支援教育の充実に関すること」、委員長は「学校教育部長」、副委員長は「総合教育部長」、所管部署は「児童生徒支援課」でございます。

恐れ入りますが、19 ページにお戻りください。ページ下段の附則でございますが、本規程は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが議案第 20 号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。討論なしと認めます。

これから議案第 20 号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程7、報告第24号「委任を受けて執行した事項の報告について（1）生徒指導について」を議題といたします。

なお、本件及び日程8、議案第21号「職員の懲戒処分について」につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1号、6号及び7号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾川教育長　ご異議なしと認めます。

それでは、報告第24号及び議案第21号につきましては非公開といたします。

ここで、定例会は休憩といたします。

（休　　憩）

○尾川教育長　ただいまから、定例会を再開します。以降は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

<日程7及び日程8は非公開>

○尾川教育長　ただいまから、定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました

これもちまして、令和5年第1回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

署名欄

\_\_\_\_\_(教育長) 尾 川 正 洋\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_(教育委員) 中 西 悠 子\_\_\_\_\_